

# 肥料販売業者の皆さんへ

肥料を販売しようとする場合は・・・・・・・・

箕面市内で肥料の販売を開始する場合は、「肥料の品質の確保等に関する法律」により市長に届出なければなりません。

また、届出内容に変更を生じた場合や販売を廃止した場合も届出が必要です。



箕面市役所 みどりまちづくり部 農業振興室

令和6年8月

# I 販売に関する届出について

## 1 新規届出

箕面市内において肥料を販売する場合は、その営業所（事業所）ごとに次のとおり**市長**に届け出てください。

### (1) 提出期限

販売業務を開始した日から起算して14日以内

※提出期限を過ぎた場合は「**遅延理由書（任意の様式）**」を合わせて提出してください。

### (2) 提出書類等

①肥料販売業務開始届出書 1部

②法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書1部、個人の場合は住民票1部

※ いずれも発行後3ヶ月以内のもの。コピーも可。

③返信用封筒（返信先を明記してください。）

④返信用切手（封筒に貼り付けてください。）

### (3) 交付書類

届け出後、**肥料販売業務開始届受理証**を交付します。

## 2 変更の場合

届出内容に変更の生じた場合は、その営業所（事業所）ごとに次のとおり**市長**に届出を行ってください。

### (1) 提出期限

変更の生じた日から起算して14日以内

※提出期限を過ぎた場合は「**遅延理由書（任意の様式）**」を合わせて提出してください。

### (2) 提出書類

①肥料販売業務開始届出事項変更届出書 1部

②法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書1部、個人の場合は住民票1部

※ いずれも発行後3ヶ月以内のもの。コピーも可。

③返信用封筒（返信先を明記してください。）

④返信用切手（封筒に貼り付けてください。）

### (3) 交付書類

届け出後、**肥料販売業務開始届出事項変更届受理証**を交付します。

## 3 廃止の場合

業務を廃止した場合は、その営業所（事業所）ごとに次のとおり**市長**に届出を行ってください。

### (1) 提出期限

廃止した日から起算して14日以内

※提出期限を過ぎた場合は「**遅延理由書（任意の様式）**」を合わせて提出してください。

### (2) 提出書類

①肥料販売業務廃止届出書 1部

②お手元に保管中の既届出書副本もしくは交付された受理証（用紙で受領したもの）

以下、廃止の場合は不要ですが、**肥料販売業務廃止届出受理証**が必要な場合は提出してください。

③返信用封筒（返信先を明記してください。）

④返信用切手（封筒に貼り付けてください。）

### (3) 交付書類

届け出後、**肥料販売業務廃止届出受理証**を交付します。（上記③④を提出された方）

## 4 届出の窓口

<b>提出先及び問い合わせ先</b> <b>箕面市役所 みどりまちづくり部 農業振興室（別館4階）</b> 〒562-0003 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号 TEL 072-724-6728 FAX 072-722-2466
--

※届出様式は、市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.minoh.lg.jp/nousei/midori/hiryou.html>

## 5 電子申請

下記より、電子申請ができます。

[https://logoform.jp/form/5CLO/minoh\\_nousei\\_hiryou\\_tododoke](https://logoform.jp/form/5CLO/minoh_nousei_hiryou_tododoke)



電子申請をされた場合の「受領証」はPDFデータになりますこと、ご了承ください。  
また通常の用紙での受理証をご希望の方は、切手を貼り付けた返信用封筒を送付してください。

## Ⅱ 販売にあたっての注意事項

### 1 肥料の表示について

普通肥料については、保証票（成分等の品質表示）の表示が義務づけられています。また、特殊肥料のうち、堆肥及び動物の排泄物については、特殊肥料の品質表示基準に基づく表示を行わなければなりません。

（補足説明）

(1) 普通肥料の保証票は、①生産業者が肥料を生産したとき、②輸入業者が肥料を輸入したとき、又は、③販売業者が肥料の入った袋などを開いたとき、肥料を詰め替えたとき、バラの肥料を袋などに詰めたときに、それぞれ表示しなければならないことになっています。（①は「生産業者保証票」、②は「輸入業者保証票」、③は「販売業者保証票」という標題です。）

(2) 同様に、特殊肥料の堆肥と動物の排泄物についても、①生産業者、②輸入業者、又は、③販売業者が、上記と同じ区分でそれぞれ品質表示をしなければならないことになっています。（いずれの場合も「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示」という標題です。）

なお、その他の特殊肥料（堆肥と動物の排泄物以外）については、品質表示は義務化されていませんが、国の指導により所定事項の表示を行うことが要請されています。

### 2 帳簿の備え付け等について

肥料の販売業者は、販売業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、肥料を購入し、又は生産・輸入・販売業者に販売したときは、その都度、名称、数量、年月日及び相手方の氏名を記載した帳簿を作成し、2年間保管しなければなりません。

肥料の生産・輸入業者にあっても、同様の義務が課せられています。

# 肥料販売業務開始届出書

年 月 日

箕面市長 様

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり肥料の販売業務を営みたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所
- 2 販売業を行う事業場の所在地
- 3 市内にある保管する施設の所在地



# 肥料販売業務開始届出書

記入例

箕面市長 様

年 月 日

届出書の提出日を記入

住 所 箕面市西小路4-6-1

株式会社箕面屋

氏 名 代表取締役 箕 面 太 郎

電話番号 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

下記のとおり肥料の販売業務を営みたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

## 記

### 1 氏名及び住所

株式会社 箕面屋 代表取締役 箕面 太郎

箕面市西小路4-6-1

### 2 販売業を行う事業場の所在地

箕面屋 栗生間谷支店

〒562-0023 箕面市栗生間谷西〇-〇-〇

### 3 市内にある保管する施設の所在地

〒562-0023 箕面市栗生間谷西〇-〇-〇

肥料販売業務調書（肥料販売業務開始届、同届出事項変更届添付用）

販売所情報	名称	箕面屋 粟生間谷支店
	住所	〒562-0023 箕面市粟生間谷西〇-〇-〇
	電話番号	072-000-0000
卸・小売等の別		卸売 ・ 小売 ・ 製造
事業内容・他の取扱い資材		農薬、農業資材
インターネット販売		有(〇〇オンラインストア)・無
肥料仕入先 ※卸・小売のみ記入 (生産業者・輸入業者は不要)		業者名 なにわ商店
肥料販売開始年月日		令和〇年〇月〇日
添付書類		<input checked="" type="checkbox"/> 登記簿謄本または登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票 <input checked="" type="checkbox"/> 店舗一覧表 <input type="checkbox"/> 遅延理由書 <input checked="" type="checkbox"/> 販売所位置図
※販売所位置図（最寄りの駅から） ※別紙添付でも可  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>販売所位置図は、本様式に貼付けるか、別紙として印刷して提出してください。</p> </div>		

販売業務を行う事業所の住所を記入。

農薬を販売する場合は、別途農薬販売届出書の提出が必要です。

インターネット販売をする場合、出品サイトを記入。

添付書類

- ① 個人にあつては、住民票、法人にあつては、登記簿謄本又は登記事項証明（写し可）
- ② 販売所の所在が分かる位置図
- ③ 複数の販売所がある場合は、販売所の一覧
- ④ 遅延理由書（該当する場合）

# 肥料販売業務開始届出事項変更届出書

年 月 日

箕面市長 様

住 所

氏 名

電話番号

肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 変更した年月日
- 2 変更した事項
- 3 変更した理由

肥料販売業務調書（肥料販売業務開始届、同届出事項変更届添付用）

販売所情報	名称	
	住所	〒
	電話番号	
卸・小売等の別		卸売・小売・製造
事業内容・他の取扱い資材		
インターネット販売		有（ ） ・ 無
肥料仕入先 ※卸・小売のみ記入 （生産業者・輸入業者は不要）		業者名
肥料販売開始年月日		
添付書類		<input type="checkbox"/> 登記簿謄本または登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 店舗一覧表 <input type="checkbox"/> 遅延理由書 <input type="checkbox"/> 販売所位置図
※販売所位置図（最寄りの駅から） ※別紙添付でも可		

添付書類

- ① 個人にあつては、住民票、法人にあつては、登記簿謄本又は登記事項証明（写し可）
- ② 販売所の所在が分かる略図
- ③ 複数の販売所がある場合は、販売所の一覧
- ⑤ 遅延理由書（該当する場合）

# 肥料販売業務開始届出事項変更届出書

## 記入例

※販売調書の記入例は  
開始届を参照してください

年 月 日

届出書の提出日を記入

箕面市長 様

住 所 箕面市西小路4-6-1

株式会社<sup>みのおや</sup>箕面屋

氏 名 代表取締役 <sup>みのお</sup>箕 <sup>お</sup>面 <sup>たろう</sup>太郎

電話番号 072-0000-0000

肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

## 記

1 変更した年月日

令和 〇年 〇月 〇日

2 変更した事項

新) 株式会社箕面屋 代表取締役社長 箕面 太郎

旧) 株式会社箕面屋 代表取締役社長 箕面 一郎

変更前後で何が変わったかが判別できるように記入してください。

3 変更した理由

代表者が変更となったため

# 肥料販売業務廃止届出書

年 月 日

箕面市長 様

住 所

氏 名

電話番号

肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

## 記

1. 販売所の名称及び所在地
2. 廃止年月日
3. 通算受理番号

備考 「1 販売所の名称及び所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接肥料を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

# 肥料販売業務廃止届出書

## 記入例

箕面市長 様

年 月 日

届出書の提出日を記入

住 所 箕面市西小路4-6-1

株式会社 みのおや 箕面屋

氏 名 代表取締役 みのお 箕 お 面 た 太 ろう 郎

電話番号 072-0000-0000

肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

## 記

### 1. 販売所の名称及び所在地

廃止となる店舗、支店等の名称及び住所を記載してください。

### 2. 廃止年月日

令和〇年〇月〇日

### 3. 通算受理番号

△△△△ ←不明な場合は空欄可

販売届または変更届に記載された受理番号を記載してください

備考 「1販売所の名称及び所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接肥料を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。